

石井十次の皇室観・国家観

田 中 真 人

はじめに

石井十次は、彼の死後の一九一八年より使用される第三期国定教科書の修身科巻六第十四課「慈善」の單元において採りあげられている。その全文は次のとおり。

宮崎県茶臼原の広い高原に、有名な岡山孤児院を移した茶臼原孤児院があります。十戸ほどあるその家族舎には、どれにも子供が十二三人づつ居って、保姆の世話を受けて普通の家庭に居ると同じ様にくらしてゐます。この子供たちは院の小学校に通ひ、課業が終わると家族舎に帰って、一しよに楽しく家事や耕作の手伝をします。さうして小学校を卒業した後は、専ら農事や裁縫を習ひ、一人前になった上で、世に出ることになってゐます。この孤児院を開いた人は石井十次です。

十次は天性、情け深い人でありました。小さい時、氏神のお祭りに、近所の或子供が縄の帯をしめてゐると、仲間の者にいぢめられてゐるのを見て、かはいさうに思ひ、自分の博多帯ととりかへてやったことがあります。

十次は大きくなつて岡山の医学校にはいりましたが、在学中に実地研究のため、しばらく片田舎のある診療所に行つてゐたことがあります。この診療所の隣には太子堂があつて、毎夜巡礼が来て寝て行きます。十次は毎朝、太子堂に飯を持って行つて巡礼にめぐみしました。或朝、いつもの様に太子堂に行つて見ると、あはれな子供の巡礼が二人、ぼんやり立つてゐたので、十次は飯を与へて帰りました。しばらくすると、子供らの母だといつて一人の女巡礼がたづねて来て、ていねいにお礼を述べ、不幸な

身の上について、いろいろ話しました。十次はそれを聞いて気の毒でたまらず、年上の子を預かって世話をすることにしました。この時十次は、世間にたくさん居る同じ様な不幸な子供をどうしても助けねばならぬと堅く決心しました。それから間もなく岡山孤児院をたてて、だんだん多くの孤児を収容しました。

十次は孤児院の事業のために、いろいろの困難を忍んで一生を尽くしました。十次の世話になって世に出て、りっぱに独立の生活営んでゐる者がたくさんあります。

「慈善」は国定教科書では必須の徳目のひとつで、第一期・第二期では和氣清麿の姉の和氣広虫が、そしてこの第三期では石井のほか修身巻三において近世における鶴岡の篤農家鈴木今右衛門が採りあげられている。石井が採りあげられている第三期修身巻六にはほかに「沈勇」で佐久間勉、「清廉」で乃木希典という、故人とはいえ日露戦争中に話題となった最近の人物がようやく採りあげられている。

国定教科書、とりわけその修身科の教科書は当時の国家規範の典型と考えられた素材を題材としている。石井十次はそうした規範に合致する人物像として認定されていたことがわかる。そうした認定がなされるにあたっての重要な要素は、その慈善事業が皇室の認知を受け、そのバックアップを与えられていたという実績であろう。また石井がキリスト者であることは国定教科書の記述ではまったく無視されている。

ではキリスト者である石井自身はどのような天皇観、皇室観を有していたか、それは彼のキリスト教信仰とどのように調和していたか、こうした主題を、主に彼の『日誌』を分析することを通じて検討するのが本稿の課題である。

一 『石井十次日誌』における天皇の夢の記述

『石井十次日誌』には夢の記述が多い。天皇や皇室にかかわる夢もしばしば見られる。自身の見た夢をみずからの願望なり、希求するものを表現したものととして日誌に記したと解釈して、その夢の記述を考えてみよう。

一八八九年の暮れ、まだ岡山孤児院の揺籃期といえるこの頃に早くも「天皇陛下来臨の夢」の記述が登場し、ここでは天皇と聖書に関する問答をしてその結果巨額の金品を受け取ったということになっている（『石井十次日誌』一八八九年一月三〇日条、以下『日誌』89・12・30と略）。しかもその夢は間もなく実現すべき啓示として石井には受け取られているかのような記述が目立つ。

（所感）昨夜は天皇陛下臨幸の夢を見たりしが、ゆえに今日は何か吉報を得るならんと居れども未だ何の知らせも無し、いかなることになるか、なほ忍んで之を待つ（『日誌』91・7・12）

一八九〇年代の早い段階で石井のささやかなキリスト教社会福祉施設への天德行幸の現実性があったとはとても思われない。石井に皇室とのつながりを有することへの強い願望と憧れがあったことを示したものと受け取ればよいのだろうが、それにしても石井の事業がまだ未熟な早い段階から見えるこうした記述を見ると、現実性のない段階でこのような夢想ができる石井の思考様式を問題にしたくなってくるし、結果としてこの夢想のかなりの部分を実現していく石井の行動力をあらためて考えざるを得ない。『日誌』に散見するこうした夢の記述は、その晩年に至るまで定期的に登場する。そのいくつかを紹介すれば

夢に今上皇帝に謁す／天皇陛下孤児院に御臨幸あらせられた涙を以て主の御恵みを頌し玉ひ、且つ種々信仰上の感話をなし国家

の前途若しキリストの御救によらずんば危杯と語りしことを夢む(『日誌』91・10・15)

天皇陛下孤児院に御来臨バックストン館まで御巡覽被遊しことを夢む(『日誌』93・9・8)

天皇陛下及びベテール師、真琴、正吉、頼政、高原子等と同船して米国に渡りしことを夢む奇妙なる夢にぞある(『日誌』96・3・22)

夢、天皇陛下に謁し福音を語りしこと(『日誌』96・8・24)

夢、天皇陛下行幸のこと(『日誌』98・6・27)

皇太子孤児院活版部に御臨幸あらせられたるを夢む(『日誌』00・1・28)

皇太子に面謁し帝國孤児協会の名譽総裁たらんことを乞う(『日誌』04・10・25)

天皇陛下に謁見の夢をみる(『日誌』08・9・5)

夢、岡山孤児院に天皇皇后両陛下の御行幸被遊一々児童に御あい被下候事をくわしく夢む。また李鴻章韓国より来訪せられ国人の迎ひに來りしために三幡港より乗船帰国の途に着きしことを夢む(『日誌』10・5・4)

皇太子の婚約が発表されたところに皇太子の夢を、救世軍のブースが明治天皇に謁見した後には、石井みずからも謁見する夢を見るといふように、石井の夢も現実のさまざまな事象が反映されている。また天皇が孤児院に行幸するよう祈るといった祈禱の内容にかかわる記述も『日誌』には少なくない。一九一〇年九月四日には孤児院の朝の祈禱会において、すなわち多くの児童や職員とともに、天皇行幸の実現を祈っている。

二 石井十次の天皇観——その宗教思想との関連において——

福音を説かれるべき客体としての天皇

近代天皇制において天皇は明治憲法体制上の統治主体であると同時に、国家神道の最高の主宰者として位置づけら

れていた。石井は、天皇のこうした宗教的性格については意識的にか、無意識的にか、まったく無視し、キリストの福音をいまだ享受していない多くの人民と同様に、福音を説かれるべき対象のひとつとして天皇をも見ていたかのように見える。前節において、石井が天皇と聖書の問答をして巨額の金品を受け取る夢のことを述べたが、そのくだりの全文は次のようなものである。

(夢) 天皇陛下御来臨ありて／予は其の皇祖の恩徳を感じて涙を流し／聖書の問答をなし玉ひ／帰京巨多の金員御送付せらるる／あゝ天皇陛下の御君臨にても然か喜べり況んや 天父と主と霊と常に偕もにあり玉ふこといかに感謝に堪ゆ可けん(『日誌』89・12・30)

ここでいう「聖書の問答」が、キリスト教と神道との間の論争的な教義問答であるとは、日誌の文脈から見て考えにくい。ここでも神道のことはまったく無視し、キリスト教に対して清浄無垢な天皇に対して一方的にキリストの福音を注入し、天皇はこれに対して好意的理解者としての態度をとったというところであろうか。こうした、天皇もキリスト教の福音を説かれるべき対象であるとの認識を前提とした『日誌』の記述のいくつかを示す。

(墓場祈禱) 天皇陛下を茲に導きあなたの証をなさしめ玉へ 而かして天皇陛下があなたの御前にひざまずき此の國家をあなたの御手に委ねあなたの真理の大岩石の上に立てさせ玉へ(『日誌』93・9・12)

天皇皇后両陛下を始め遍く我が同胞にあなたの福音を伝へさせ玉へ(『日誌』93・7・21)

(明治) 二十九年の本晩は夢に天皇陛下に謁し福音を語れり(『日誌』07・8・22)

本晩は(満十三年前)夢に天皇陛下に謁し福音を説きしことを見たる時なり(『日誌』08・8・22)

多くのキリスト者は天皇の国家神道の最高の主宰者であるという側面を無視した、見て見ぬふりをした。山室軍平なども、天皇を敬う点においてひけを取らないが、それはみずからの運動の理解者とさせることによってより有用な存在たり得るというプラグマチックな発想が前面に出ているように思われる。山室は大正天皇の死にあたっての追悼

文において、天皇も神の前において普通の人間と同じく死の祝福を迎えるべきものとして扱ひ、そのキリスト者としての原則的立場を示した（「死についての省察」『ときのごゑ』27・2・1）が、こうしたキリスト者としての「党派性」を天皇とのかかわりで表明することはむしろ例外的であつた。

石井のように、天皇もキリスト教の理解者たり得るし、そうあらねばならないとして、福音を説く対象と見るのは、日本のキリスト者の思考様式としてはそれほど一般的とはいえない。このような石井の主張の媒体が、必ずしも不特定多数に公開されたとはいえない『日誌』においてであるということにもよるかもしれないが、そうしたことを差し引いてもこうした石井の率直な主張は、山室や留岡に比べてはるかに非政治的な石井の思考様式を物語るように思える。

神と天皇により権威づけられた石井の使命感

石井の非政治的性格なるものを指摘したが、その石井は晩年において郷里宮崎から衆議院議員に出馬する意向を示したことがある。

「クロンウエル」伝を読み「インスピレーション」に打たれ、若し聖旨に叶はば来年の衆議院総選挙に於て児湯郡より選出し「クロンウエル」があなたの器となつて十七世紀の英国に於て奮闘したる如く奮戦し玉へ（『日誌』11・11・25）

すでに前月一〇月には衆議院出馬問題につき徳富蘇峰に相談を持ちかけて、その賛同を得たとしており（『日誌』11・10・11）、翌年一月三〇日には柿原政一郎に、二月六日には大原孫三郎にも出馬を相談している。もっとも『日誌』には選挙区工作や資金問題、政党とのかかわりに関する記述は一切無い。そして『日誌』の次のような記述に伺われるように三月には早くも出馬問題はうやむやになろうとしている。

本年の衆議院議員の選挙にはモ一予は関係せぬでもイーのだらふか。どふもまだ予には明白なる黙示がナイ。支那革命問題や日米戦争問題の如き重大なる問題が続々襲来せるの時期に於て天地の全権を授けられて居る不肖予が政界に起たぬでもすむのだらふか、どふも予は疑いなき能はざるなり。記して他日の参考に供す。(『日誌』12・3・19)

石井は政治的に行動できる資質がそれほどあったとは思えないが、独自の使命感と選民意識に根ざした、宗教的義務感に旺盛であり、その宗教的使命感はしばしば世俗の具体的分野に及ぶ。『日誌』の記述のいくつかを見てみよう。

余は天皇陛下より特旨を以て孤児院を恵み玉ふこと近きにあるを感ず……(『日誌』93・10・19)

我邦の前途実に予が手腕に由つて危急を遁れざる可らざるの秋来るべし天皇陛下自ら予に向つて邦運の善後策につきて相談し玉ふの秋来るべし(『日誌』98・3・11)

二千五百六十一年前日向人神武天皇大和を占領して柏原宮に即位せらる、彼は剣を以て関西を占領し余は腕を以て日本全国を占領す。蓋し日向に於ける二大英傑なる可し(『日誌』01・2・10)

天皇陛下と共に日本国の前途のために祈り且つ憂れふるものは爾なり。日本の運命は爾の双肩にあり。自任自重静かに時の到るを待て(『日誌』08・1・27)

冒頭の引用にある「天皇陛下より特旨」を与えられたという記述が、その使命感の裏づけが天皇から与えられたものと読めるが、第二の引用では石井は統治者である天皇の対等な相談役と自認しているかのようであり、第三・第四の引用でも天皇と対等な立場にみずからを擬している。神武天皇と自分自身を並べて「日向に於ける二大英傑」などと自負するのは、公式の発言ならば不敬罪ものだし、一九三〇年代後半以後の治安維持法による宗教弾圧ではこの種の教祖の発言を捜して弾圧法を適用することはしばしば見られるところである。

神の名のもとに与えられた使命において天皇と自己を対等とみなす志向は日本のキリスト教徒の思考様式では一般的とはいえない。少なくとも不特定、ないし特定多数に対してこのような発言は控えるのが常識であろう。日誌とい

う必ずしも公開を前提としない場所においても、もう少し慎重な書き方をするのが「常識人」であろう。石井は極めて率直にこの種の心情とみずからの使命感をナイーブに表明し、そのまま現実の行動のエネルギーに転化している。このことも彼の行動的、事業家的性格を示すとともに、その非政治的性格をも物語るものではないだろうか。

神と天皇との二元論

キリスト教の長い歴史において、唯一神と世俗的君主、とりわけ絶対君主とを、いずれにおいても調和的に帰依するための方法の模索はそれなりの歴史と実績を有している。石井の日誌にある次のような叙述は、上帝・神と王をめぐるキリスト教徒の伝統的思考様式にのっとったものといえる。

(所感) 一、日本政府の法律を守り天皇陛下の御政治の下に生活するものは日本人としての幸福をうけ 二、神政府の法律を守り天父栄光の御政の下に生活するものは天国人民としての幸福をうけ (『日誌』96・5・2)

(太閤が高麗を征服のち大唐国を天皇陛下に進上しようという故事についての『国民新聞』の記事に触れて) 彼は単に之を天皇陛下に捧げんとせり、余は之を天父と天皇とに捧げんと欲する也 (『日誌』03・5・13)

石井は宗教的信仰の世界では二元論とはいえないことはすでに見たとおりである。しかし世俗の次元では右に見るような二元論的使い分けを行った。こうした発言はキリスト者が本音をさしおいたある種の建前において語られることが多い。あるいは決して多い事例ではないが、明確な反権力・反天皇制の姿勢を抱いたキリスト者が、公開された合法的言論における種の「奴隷の言葉」として右のような二元論が語られることもあるだろう。石井の『日誌』がホシネとタテマエのこうした使い分けをしていたとは考えにくい。石井が本来有している体制調和的性向を表すものと解する方が妥当であろう。

そのことはキリスト教と国家神道・仏教の融合への希求の表明にも現れている。

我党と西本願寺と結婚することによりて我邦の宗教問題は解釈（解決か||引用者）せらるべし、（中略）即ちキリスト教と皇室と結婚することなる可し、皇室がキリスト教と一体になり玉ふときは我邦が天国となるの時にして、我邦が精神的に欧米文明国と一体となり而して日本が世界平和の中心となる時にして、即ち地上に天国の臨れる時代キリスト再臨の時代となるなり（日本式キリスト教、キリスト教的仏教の誕生）（『日誌』06・11・13）

徳奮兄を媒介として西本願寺法主にあわしめ玉ひ、かれらと握手してかれらを救ひ、皇室を救ひ我日本を救ひ、遂に我が民族を

して世界列国の中心として此の地球表面に聖國を建設なし玉へ（『日誌』06・12・1）
主たるなんぢの神を拝しただ之れにのみ事ふ可しと録されたり——之れ孤児院を天皇陛下に献げ宮内省立のものとせよとの『サタン』の誘惑に対する聖書の声也（『日誌』08・8・27）

「日本式キリスト教」を目指しつつも、融合はあくまでもキリスト教の神の優位性においてなされるべきとする。こうした石井の思考様式は、本来ならば国家神道に対して排他的な信教の自由を許容しなかつた明治憲法の「信教の自由」に相容れないはずである。孤児院を天皇に捧げ、宮内省立になってしまおうとするのは「サタンの誘惑」であるとみずから戒める石井における「キリスト教と天皇制」はなかなか一筋縄ではない。

三 岡山孤児院における天皇制国家儀式

岡山孤児院とその付設の小学校においては三大節（元日、紀元節、天長節）では欠かさずに奉祝の式典を挙行している。『岡山孤児院新報』第五〇号（一九〇〇年二月）に記載されたこの年の天長節奉賀式次第は次のようになっている（原文のまま）。

午前六時半 一同着席

君が代（唱歌）奏楽

勅語棒読

誨告

天長節の祝歌

この儀式次第は文部省が全国の小学校に義務づけた小学校祝日大祭日儀式規程（一九〇一年）第一条、および改訂小学校令施行規則（一九〇〇年八月）第二八条に規定された祝日大祭日の儀式次第を忠実になぞっている。ただしこの時点では天皇皇后の「御影」は岡山孤児院はまだ奉戴していないものと思われ、御真影への最敬礼はまだ儀式次第に盛り込まれていない。もっとも「米搗部に天皇陛下の写真を掲げ……」（『日誌』91・6・24）といった記述がはやくから認められるから、院独自の天皇の肖像を掲げていたものと思われる。

この年、一九〇〇年の五月一〇日には皇太子嘉仁と九条節子との結婚式が挙行された。明治天皇制が確立してからの皇室にかかわる大規模な慶事として、全国民こぞって奉祝するキャンペーンが大々的に行われた。岡山孤児院のこの日の様子につき『岡山孤児院新報』は次のように報じている。

東宮御婚儀奉賀 十日の御慶事を奉賀せんとして前日よりそれぞれ準備し当日は午前一時半ラッパを吹き二時運動場に整列し院長を初め職員生徒一同（女子を除く）国旗と提灯とを掲げ喇叭隊音楽隊を先導として運動場を出て市民熟睡夢半ばなる中を隊伍肅々京橋を渡り大通りより県庁前にいたり恭しく天皇陛下及皇太子殿下の万歳を唱し、それより中山下新西大寺町を過ぎて順路帰院せり、時に四時。それよりただちに小学校舎に於て奉賀式執行、旭日東山に上がる頃閉会せり。尚当日は記念のため松樹二株を会堂前に植えたり。（『岡山孤児院新報』第四四号、00・6）

未明の市中行進というのは岡山孤児院のキャンペーン行事でしばしば見られるものであり、また院内の集会もこうした早朝開催のものが多い。

皇室関係の慶弔記事は、『人道』や『ときのかゝる』に比べると網羅的とは言えないが、かなりの頻度で掲載されている。一九〇三年二月、赤十字社総裁でもあった小松宮彰仁の薨去にあたっては、『岡山孤児院新報』第七七号（一九〇三年三月）が第一面トップに大きく黒枠の計報記事を載せている。小松宮は一八九三年春、岡山県赤十字社設立式典の挙行にさいして来岡し、赤十字社岡山支部長であった菅之芳の案内で孤児院を訪問、金子若干を下賜した。「当時少数の同情家を除くの外は乞食小屋を以て目せる当地方人士の驚愕一方ならざりし」とこの計報記事にあるように、小松宮の一八九三年における来院は皇族の訪問の最初であり、極めて早い事例である。石井においては夢想と願望でしかなかった皇族とのかかわりが現実性を帯びてきた大きな事件であった。それでも皇族の来訪はこの後継続的とは言えず、一九〇三年の皇太子行啓まで一〇年間は動きはない。それだけに石井にとっては小松宮に対して特別の思いがあったのだろう。

一九一二年の明治天皇陸仁の死は、国民には大きな衝撃を与え、ある種の時代の区切りという共通感覚をもたらし、夏目漱石『心』や森鷗外『阿部一族』といった文学作品の題材になったことは周知のとおりである。この時期の『岡山孤児院新報』を見ることはできないが、石井の『日誌』には天皇の死を迎えた前後に次のような記述がある。

天皇陛下今零時四十三分御崩御被遊候旨公報ありたりと製糸場より川崎君わざわざ来原（『日誌』12・7・30）

森田、青木二氏の結婚祈禱式をやる積であったけれども皇室の御忌中に対し遠慮延期することにせり（『日誌』12・7・31）

陸仁天皇昇天せられ我が日本国てふ大船が之れより激浪波濤に向かって乗りいだとするとき 予は天命に應じて起つて國家のために奮闘せむ予起たすんばア、此の蒼生を如何にせん アメン イマヤ実には神より地上の全権を托されたものの起たざる可からざるの秋なり（『日誌』12・8・1）

（祈禱）本日午前十時檜林に於て本当の有益なる陸仁天皇陛下の追悼会を開かしめ玉へ（中略）檜林に於て遙拜式を挙行し全院及日雇人夫に至るまで休業（『日誌』12・8・1）

今回の陛下の御崩御につき医薬も祈禱も生命を伸ばすこと能わざる事が明白になった 真正の祈禱は真正の静思黙想にして絶

対に天意に服従せんための準備なることが明白になった(中略)天の父よ此の時塚本氏に代わりて代議士となりあなたに代わりて日本国民のために御使役くださる聖旨ならば起たしめ玉へ(『日誌』12・8・2)

陛下の御崩御被遊候事ハ誠に遺憾千万に御座候 ことに私にとりてハ同病同感にて何とも不可言の感有之候 乍併天命ハたれも奈何とも為す事能はずただ聖心ニ 従う外詮方無く御座候(炭谷小梅宛書簡、一九一二年八月三日付け)

六時より八時迄学校の前庭に於て明治天皇陛下の遙拜式(『日誌』12・9・12)

天皇の死にさいしてそれほど気持ちの高ぶりが感じられず、たんたんとした記述に終始しているように思われる。天皇も人間であるかぎり「医薬も祈禱も生命を伸ばすこと能わざる」事態がもたらされるとして、先に引用した山室軍平の大正天皇追悼文と同様、神の前に平等に死を迎えるべき人の一人として天皇の死を受け止めているかのようである。それにしても明治天皇に代わって自分の出番だといわんばかりに「イマヤ実には神より地上の全権を托されたるものの起たざる可からざるの秋」という、石井の特殊な使命感がここでも登場する。天皇崩御に当たっては『人道』や『ときのこゑ』は全面黒卒の大々的な報道ぶりであるが、『岡山孤児院新報』はこの頃は発行されていず、また対外的な文書では天皇崩御をどのように扱っていたか、十分に確認し得ていない。

四 下賜金 公機関からの補助

岡山孤児院に対する皇室からの下賜金の付与は、皇族が立ち寄ったさいの臨時のものを別とすれば一九〇四年六月三〇日付で天皇皇后より与えられた二〇〇〇円が、最初のままとまったものである。そして翌一九〇五年四月には向こう一〇年間にわたって毎年一〇〇〇円の継続的下賜金が与えられることとなった。

すでに見たように石井は孤児院開設のごく早い段階から皇室の認知と援助を期待し、またみずからの事業がそれに

値するものと考えていた。下賜金実現のための工作も、効果的を得たものであったかどうかは別として、石井は積極的だった。とりわけ一九〇三年一〇月一七日の皇太子の孤児院行啓と一〇〇円の下賜（『岡山孤児院新報』第八五号、03・11）以後は、こうした工作は一層積極的となった。

まとまった下賜金が現実性を帯びた時期の一九〇四年六月の上京においては、一日に徳川慶喜以下二〇〇人の名士を招待した音楽幻灯隊を華族会館で開催し、樺山資紀伯爵・岡部長職子爵・清浦奎吾農商務大臣・大浦兼武通信大臣・三井三郎助夫人・香川皇宮大夫・大隈重信・鳩山（和夫か）・小林富次郎・山路愛山・徳富蘇峰・原胤昭らを次々と訪問している。樺山資紀・岡部長職はやがて後藤新平とともに東京における孤児院支援組織の「顧問」に就任し、石井の工作のメッセンジャーとしてさまざまな助力を与えることとなる。民友社社主であり政府系と目されていた『国民新聞』社長であった徳富蘇峰は、この時の工作の有力な相談役であり、支援者であった。宮崎県高鍋の石井記念友愛社には、下賜金授与の請願書の草稿が残っているが、それは蘇峰発送の大型封筒に入っており、国民新聞社の原稿用紙を使用している（この請願書草稿は『日誌』の編者によって『日誌』一九〇四年六月二七日条に付載されている）。

一九〇四年六月二七日に石井が宮内省に出頭して提出した請願書は、まずみずからの来歴と岡山孤児院の創設以来の経過、現状の規模について略述した後、孤児院の必要性と意義を説く段に移るが、それは「父母之ヲ鞠育セス師友之ヲ教養セサルカ為メ遂ヒニ已ラ得スシテ邪徑ニ陥チイルノミ」となりがちな孤児を「労働ヲ神聖トシ自立ヲ本旨トシ良心ノ指令ヲ遵守スル忠良有為活発ノ国民タラシムル」ことが社会公共の安全に裨益するとの論を展開し、さらに次のように述べている。

岡山孤児院ハ其ノ岡山ニ在ルカ為ニ岡山ノ名ヲ冠スレトモ決シテ地方的ノ団体ニアラス 其ノ現在ノ人員約三百名ノ本籍ニ就テ

之ヲ徴スルモ殆ド日本帝国全地ヨリ来タサルモノナン 其ノ今日迄継続シ且ツ今日ニ存立スル所以ハ既定ノ収入ヨリスルモノノ
 ノ二三ニシテ其ノ七八ハ臨時ノ収入トス 即チ昨年度収入ノ総計三万三千九百余円ニシテ岡山県会補助金四百円賛助員寄付金五
 千六百余円ヲ除ケバ其ノ重ナル収入ハ臨時寄付金ニ係ルモノ一万三千四百余円慈善会寄付金ニ係ルモノ一万千九百余円ト為ス
 其ノ維持法甚ダ不安ノ情態ヨリ脱スル能ワサルハ十次等ノ最モ遺憾トスル所ナリ

請願書は続けて、経営安定のために一九〇一年に基本金二〇万円の募集を開始したが、「征露ノ師起コリテ以来臨
 時寄付ノ途動モスレバ途絶セラレントシ」基本金積み立ては目標額の一〇分の一に過ぎないこと、天皇の恩賜金を得
 るならばこれも基本金に組み入れたことなど、かなり具体的な経営内容に言及している。石井が天皇からの恩賜金
 に期待したのは、基本金積立のための有利な条件がもたらされることであつたことは、同じ時期の『日誌』の記述か
 らもうかがえよう。

所感「一、皇室より〇〇〇の恩賜金を拝受すれば茲に基本金募集の原動力が出来る 二、予はこの与えられたる原動力を動機と
 して東京に於て基本金の募集を始めん哉 三、天皇皇后陛下……皇太子殿下……皇族方……華族方……大臣……富豪……有志者
 ……」 感謝「一、妙なる御摂理をもて今回いよいよ両陛下の手を経て基本金〇〇〇を与え玉ふことを難有感謝いたします
 二、願くは之れが原動力となつて二十万円の基本金を与え此の事業の基礎を定めしめ玉はんことを(『日誌』04・6・23)

下賜金交付のための一カ月にわたる上京を終えて岡山に帰つた後の日誌では「十数年来希望たりし皇室との連絡を
 御つけくださりしことを誠に難有感謝いたします」との神への感謝の言葉を記した後、「帝国主義は実力主義なり
 若しどこまでも帝国主義を以て天分を竭さんと欲せばぜひ共一方には基本金即ち実力を蓄積して帝国主義の原動力を
 造らざる可からず」(『日誌』04・7・12)と記し、下賜金の交付はあくまでも孤児院自身の実力の涵養の有力な
 ことであるとの認識を示している。

二〇〇〇円の下賜金が与えられた翌年の一九〇五年四月一九日には、天皇皇后より向こう一〇年間にわたり年千円

の定期的な下賜がもたらされることとなった。こうした定期的な下賜金は日本赤十字社や愛国婦人会、東京市育児院など半官的団体を対象としたものがほとんどであった段階において、純粋な民間団体である岡山孤児院へのそれは破格のものであった。『岡山孤児院新報』第一〇三号(05・5)第一面は宮内省の沙汰書を大きく掲載し、一面すべてを「感謝」の論説に費やしている。この論説では収容孤児数を無制限とすることを宣告しているが、それは翌年に実施される東北凶作地貧児の収容のためではなく、「日露干戈」を交えたことによる戦死者の激増にともなう孤児の発生に対処するためというのが主な理由づけとなっている。

定期的下賜金が交付されるようになったこのあとも、一九〇六年五月には皇后より東北凶作地貧児へ一〇〇円下賜(『岡山孤児院新報』第一一六号)、一九〇七年には閑院宮妃殿下行啓にあたり五〇円の下賜(同第一二七号)、一九〇七年七月には韓国皇太子から一〇〇円、および伊藤博文より五〇円(『日誌』10・7・29)といった臨時寄付も少なからず散見する。一九〇五年には四万円弱であった孤児院の財政規模は、一九〇六年には一気に一三万を超え、以後も石井存命中は一〇万円を下回ることはない。借入金を組み入れられている等のことを差し引いても、この時期以後、岡山孤児院の財政規模は飛躍的に増大していった。岡山孤児院は早くから独自の小口の賛助員制度の確立に意を用い、事業活動とあわせて、かなりの自己資金を確保してきた。救世軍に比べれば下賜金・補助金、あるいは大口寄付金の比重ははるかに少ない。『日誌』一九一〇年一月九日では一九一一年における「維持法」のもくろみとして、賛助員寄付金七〇〇〇円、下賜金一〇〇〇円、内務省補助金一五〇〇円、岡山県補助金五〇〇〇円を上げている。安定した寄付金・補助金はこの計一万円ということになる。一九一〇年における孤児院の財政規模は一三万円を超えており、そのかなりの部分は臨時寄付金、慈善会の事業収入と借入金で賄われている。孤児院財政の詳細については別稿菊池論文にゆずるが、一般的に言えば、皇室からの定期的寄付金が与えられた後も、救世軍のように大口寄付金に依

存する比率の激増という財政構造の激変とはいえないならかな変化となっており、自前の事業収入と賛助員制度を駆使した小口の援助金募集事業が継続している。この点では堅実といえなくもないが、山室軍平のように皇室補助を大規模な大口寄付の募集を可能にする契機となし得なかった事業家的資質の弱さといえなくもない。こうしたことも石井の死後に孤児院が長く存続し得なかった遠因があるのかもしれない。

五 社会主義・社会政策・社会事業

石井の『日誌』に「社会党」「社会主義」の用語はかなり早い時点から登場する。一八九〇年六月一日の『日誌』には「阿部兄」すなわち安部磯雄と「社会問題につきヘンリージョージ氏の著書につき話をなせり あゝ社会の組織を改革せずんば此の蒼生を如何せん、実に兄と此の話をなせしは非常の愉快にてありき」と記し、また次のようにも書いている。

予に授け玉ひし大任は社会改革のことにして我国社会党の首領なるか、あゝ夫れ然からん、然れども社会党の首領たらんものは、社会組織不完全の証拠者たる、貧者の足を洗ふものたらざる可からず（中略）
貧民救済策 民を養ふに小恵を以てせず一宜しく社会の組織を改革して万民各々其の堵を安するの域に至らしむるべし一然れども又た目前の急をも救はざる可からず、由是觀之貧民を救ふの道二つあり 一、貧民教育学校を設立すること 二、社会党をしてますます強固に生長せしむること 三、終ひには社会主義の議員をして国会に勝利を得せしめよ（『日誌』90・6・16）

「社会の組織の改革」と「目前の急の救済」、すなわち社会主義と社会事業の同時平行的推進という問題の立て方は安部磯雄が常用するものであり、ヘンリージョージは安部の社会主義論の有力な種本のひとつであった。石井は安部を通じてかなり早い段階で社会主義に関心を示し、たんなる救貧の「小恵」ではない社会の根本的変革への肯定的

態度をとった。またこれから五年後の一八九五年三月二十七日には、来訪者との談話として「吾党は日本に於ける社会党の卵なりと語り…予は四十才までには国会議場に入る可しと預言せり」とその『日誌』に記している(すでに石井が社会主義思想へのシンパシーをなくしたその晩年において、衆議院議員選挙への出馬の意欲を持ったことについてはすでに見たとおりである)。「国民新聞」連載の貧民街ルポ、あるいは一八九〇年代においてもとも社会主義の紹介の場となっていた『六合雜誌』の社会主義に関する安部らの論文も読書録に入っている(『日誌』96・3・18、同4・18など)。同じころ『福音新報』第三十九号を読んだ感想として次のようにも記している。

曰く救世軍曰く基督教社会主義…之れ理想的天国建設の急先鋒…つねに吾輩の関心するところ…而して危機と云ひ頓挫と言ふは之れ此の二馬をして尚一層の奮進を求め玉ふ主の鞭撻に外ならず 寛大なれ救世軍 屈するなれ基督教社会主義の主張者 吾党は此の日出の新興国に於て遙かに諸君に声援して天国の建設に微力を竭くすべし(『日誌』96・3・30)。

こうして石井は「二十世紀の大潮流は社会主義なり若し二十世紀の舞台に立って事をなさんと欲するものは必ずこの大潮流に乗ぜざる可らず」(『日誌』96・12・1)とまで親近感を示している。矢野竜溪の『新社会』は刊行早々に読んでいるし(『日誌』02・8・11)、国家社会主義を主張した山路愛山の『独立評論』も購読している。山路愛山は一九〇五年六月、すなわち『独立評論』の創刊と国家社会党の旗揚げをした意気軒昂なころ、岡山に立ち寄ったさいに孤児院を訪れ、その訪問録を『独立評論』一九〇五年七月号に掲載するなど、石井との直接の交流も認められる。

優勝劣敗自由競争の世の中にはぜひ共基督の精神をもって社会主義者の唱ゆるが如き組織を実行するものの必要ある也(『日誌』03・6・9)

我国は国家社会主義の国なりと……然り我等は皇室を中心として天下の孤児を救済せざる可からず(『日誌』05・2・14)

独立評論第一号ヲ読ム 現時の国際關係に人道主義を応用する之れを帝国主義と云ひ・現時の社会的關係に人道主義を応用する

之れを社会主義と云ふ(『日誌』05・2・24)

山路愛山は『独立評論』創刊号に「余は何故に帝国主義の信者たる乎」を発表して、国内における階級闘争として資本家を打倒することと同様に、國際的階級闘争として欧米列強に対抗する「帝国主義」政策を正当化した。このころの石井の日誌に帝国主義の用語が肯定的に使用されるもの、愛山の影響と見てよからう。

総じて日露戦争までの「社会主義」概念は、社会から危険視されたものではなかった。個人主義は利己主義、自由競争が弱肉強食の代名詞として捉えられ、さまざまな貧困の問題をもたらした原因として否定的に捉えられるなかで、社会主義はこれと対立する概念として肯定的にうけとめられた。何よりも君主主義の対概念である「民主主義」のそのまた反対概念と受け取られた。そして無秩序な「優勝劣敗自由競争」とこれがもたらす人民の君民共治の理想からの離反に対し、これを阻止するための思想と考えられていた。少なくとも社会主義者自身がそう考えていたから、彼らは社会主義を反体制的思想とは考えなかったし、異端者意識もなかった。日露戦争以前、とくに石井が社会主義思想を受容していった一八九〇年代までの社会主義思想は個人主義の弊害を除去し、天皇を中心とする国家全体の繁栄のための積極的な提言をなす考え方として肯定的に受け止められた時期があった。

彼らが少数派、異端者の立場に急速に移行するのは日露戦争において非戦論を展開してからである。こうした異端視に対して、従来通り帝国憲法下において社会主義を行うは易し、ということを強調してその穩健さと国家への貢献を強調する片山潜らの議會政策派と、国家の否定を強調する直接行動派に分化していく。さらにこの分化の以前において、社会主義の異端化をもたらした最大要因である非戦論を排し、社会有機体説に色づけした社会主義論を主張して、社会主義の名において帝国主義と戦争を肯定した代表的潮流が山路愛山の国家社会主義論だった。また安部磯雄は非戦論の社会主義⇨平民社グループから距離をおいていた。石井の社会主義理解は、安部磯雄や山路愛山を通し

て受け入れていったものであり、平民社の流れについて、あるいは日露非戦論への言及は著しく少ない。石井自身は「征露事業の成就につき天皇陛下及び当局有司のために祈る」（『日誌』04・3・31）というようにしばしば戦勝祈禱を行い、また奉天会戦を前にした一九〇五年三月六日には、孤児院児童を動員して「皇軍大勝利のための市中運動」を展開している。

日露戦争後に至ると、社会主義の防波堤としてみずからの慈恵・慈善事業を位置づけるという立場を明確にしている。一九〇六年一〇月三十一日の日誌には「皇室のため大規模の完全なる孤児院を設置し社会主義を叫ぶの必要な様によせよ」との記述が見られるが、その四年後、すでに大逆事件の検挙がなされ、社会主義が無政府主義||反君主主義の危険思想との社会通念ができて上がっているころには次のように述べている。

（明治）三十九年十月三十一日の所感、皇室のため大規模の完全なる孤児院を設置し社会主義を叫ぶの必要な様によせよ。之れ子の陛下に対する忠義心なり。活ける天父あにコノ子の忠義心を祝し玉はざらんや。子の今日東京に行くのへ決して岡山孤児院のためにあらざるなり。ただ皇室の御仁徳を内外に輝やかし我邦には社会主義を叫ぶの必要なからしめんがためなり（『日誌』10・10・31）

女王を中心として組織的分業的に働ける蜜蜂を造りしものは亦人類をもかくの如くして幸福なる社会をなさしめ玉ふなり、社会主義の無王・無政府主義は天然の方則に負く（『日誌』11・4・24）

石井の社会主義への関心を単純にいえば、社会主義が体制的といえなくとも、すくなくとも天皇をいただく国家に対して建設的貢献のできる思想と考えられた時にはこれにシンパシーを抱き、反国家、あるいは後の用語を使うなら反国家的な思想と考えられる時期になるとこれから離反する。この点において彼の社会主義への関心は、彼の天皇観や国家観とは矛盾しない。

石井の社会主義理解に大きな影響を与えた安部磯雄の社会主義論には、もうひとつの論点がある。安部は一八九〇

年代に『六合雑誌』などに発表した論文をまとめた『社会問題解釈法』（一九〇一年）という著作がある。ここで安部は、さまざまな社会改良運動や慈善運動と社会主義の關係について、前者を応急処置、後者を根本的改革と呼んでいる。あるいは精神面の改革はキリスト教で、物質面の改革は社会主義でも語っている。社会問題とは、現象的にはいろいろな局面があり、それに応じたさまざまな社会改良運動があるけれども、社会問題とはいろいろな社会問題があるのではなく、単数で存在する、すなわち経済体制の問題だと断定する。だから社会問題はこの経済体制の変革、すなわち資本労働の問題を打ち破る社会主義でなければ、根本的には解決できない、慈善事業は応急処置に過ぎないということをしている。ところが石井には安部のこの論点に呼応するものがない。安部のように慈善事業と社会主義との原理的關係をつきつめた形跡はない。石井のいう社会主義は、社会改良事業との境界がまことに不鮮明である。あるいは彼の抱く社会事業の枠のなかでのみ社会主義を見ていたともいえる。したがって「社会主義を叫ぶの必要な様に」するための孤児救済事業という日露戦後に見える言明は、これまた自然な彼の感慨の発露といえることができる。

おわりに

一九〇四年六月、石井が下賜金の願書として宮内省に提出した文書には次のような表現がある。

夫レ性相近ク習相違シ 彼ノ社会ノ害毒タル悪民棍徒豈ニ生マレナカラニシテ悉ク然ランヤ 唯タ 父母之ヲ鞠育セス師友之ヲ教養セサルカ為メ遂ヒニ已ヲ得スシテ邪徑ニ陥チイルノミ 故ニ岡山孤児院ハ単ニ無告ノ孤児ヲ扶助スルニ止ラス之ヲシテ心身与ニ健全ニ労働ヲ神聖トシ自立ヲ本旨トシ良心ノ指令ヲ遵守スル忠良有為活発ノ國民タラシムルニアリ

この種の表現をもってその社会防衛論的発想を指摘することは容易かもしれない。おのれの事業が社会公共の安全に裨益することを強調するのは、公機関からの補助の請願書に用いるべきレトリックととつてもいいだろう。しかしながら石井においては、こうした論法が、たんなる建前である以上に彼において血肉化した発想であることを論じてきた。『日誌』という必ずしも公開されるとは言いがたい文書における記述は、本音と建前の乖離を必要とする局面はきわめて少ないだろうから。その天皇観と国家観において石井はまことに国定教科書に登場するにふさわしい資質を持っていたといわねばならない。

国定教科書の石井に関する記述がまったく無視した彼のキリスト者としての側面については微妙である。国家神道の最高の主宰者と位置づけられた天皇の重要な半面について、彼はまったく無視した。また山室軍平のように、憲法の信教の自由を与えた日本のキリスト者の恩人として明治天皇をことさらにみずから引き寄せて褒めあげるといふこともしなかった。むしろ唯一心の教えを受けているかどうかにおいて、天皇は石井自身とは対等ではなく、むしろキリストの教えの受容者として、自身が優位に立っているときえ思える発想をしばしば見ることがができる。その延長上に自らを天皇と対等、ないし優位に見ようとする「不敬」とさえ思える記述も見いだし得た。このような石井の資質を容易に認めることができたもの、小論の依拠する史料が『日誌』という形態であったことに由来するのかもしれない。

(本論文は一九九四年度同志社大学学術奨励研究費の交付による研究成果の一部である)